

白石市

農業委員会だより



福岡蔵本上原地区の収穫風景

主な掲載内容

1面 利用状況調査（農地パトロール）の結果等について

2面 利用意向調査と固定資産税の課税強化について

3面 農業委員・農地利用最適化推進委員について

4面 農地等の利用の最適化について

● 平成 29 年度の農地の利用状況調査（農地パトロール）の結果について

白石市内の全農地を対象に、今年 7 月下旬から 9 月上旬にかけて、農業委員、農地利用最適化推進委員、事務局で利用状況の調査を行いました。その結果（概略）は右の表のとおりです。

白石市の全農地の筆数に対して、遊休農地（再生が可能と思われる荒廃農地）と再生が不可能と思われる荒廃農地の合計の割合は約 24% でした。

利用状況調査（農地パトロール）は、農地法に規定されており、①地域の農地利用の確認、②遊休農地の実態把握と発生防止・解消、③違反転用の発生防止・早期発見に重点的に取り組むことを目的としています。また、同時に前年までに遊休農地等と判定された農地についても確認をします。

今年度は、改選により農業委員会が新体制となり、農地利用最適化推進委員 14 名が初めて農業委員会から委嘱され、農業委員 13 名とあわせて合計 27 名体制となり、詳しい調査が行われました。

白石市の農地の筆数 (H29.10 月末現在)	約 38,000 筆
上記の内	
遊休農地（再生が可能な荒廃農地）	約 5,800 筆
再生が不可能な荒廃農地	約 3,200 筆
前年まで荒廃していたが、 保全または作付けられていた農地	約 300 筆
その他	約 50 筆

● これからの手続きについて

遊休農地（再生が可能と思われる荒廃農地）と判定された約 5,800 筆については、その農地の所有者等あてに今後の利用予定を調査することになります（農業振興地域内のみ）。11 月末頃から、郵送または農業委員・農地利用最適化推進委員の戸別訪問で調査を実施します。この調査の結果によっては、遊休農地の固定資産税が 1.8 倍になる可能性があるため、調査の通知を受け取った農地の所有者等は、期日（来年 1 月 31 日）までに忘れずに回答書を提出して下さい。

また、再生が不可能と思われる荒廃農地と調査された約 3,200 筆については、非農地（山林、原野等）扱いとするかどうか精査の上、最終的に農業委員会総会で決定されます。（決定の時期は現在未定です）

● 利用意向調査と固定資産税の課税強化について

【1】利用意向調査

11月末から実施する利用意向調査では、遊休農地の所有者に対し、次の①～⑤の選択肢から今後の利用意向を選んでいただきます。この選択肢は農地法で定められています。

- ① 農地中間管理事業（みやぎ農業振興公社）を利用する
- ② 農地利用集積円滑化団体（JA）が行う農地所有代理事業を利用する
- ③ 自ら買い手又は借り手を見つける
- ④ 自ら耕作する
- ⑤ その他

①及び②を選んだ場合は、農業委員会で回答を取りまとめた後、農地中間管理機構及び農地利用集積円滑化団体あてに、貸し出しを希望する農地について、借り受けが可能かどうかの照会を行います。それぞれの団体で判定が終わりましたら、農地所有者と農業委員会あてに回答書が送付されます。（※ 1）

（※ 1） 借り受け基準は各団体で定められております

③及び④を選んだ場合は、該当になった農地を、自ら耕作（保全管理）するか、あるいは自ら買い手又は借り手を探して、その相手（買い手・借り手）が耕作（保全管理）するように必ず調整して下さい。（※ 2）

（※ 2） ③及び④を選択した場合でも、その実現が困難な場合は、農業委員会が利用の調整を手助うことはできますが、実現できなかった場合は固定資産の課税強化の対象になります

【2】固定資産税の課税強化に該当する場合

来年度の利用状況調査（農地パトロール）（8月実施予定）の際に、①及び④を選んだ所有者の該当農地が今年と同じ状況のまま耕作（保全管理）されていなかった場合や、6カ月経っても意向調査に回答しない、あるいはそもそも農業上の利用をする意思がない所有者等へは、農業委員会は、農地中間管理機構と協議をするよう（貸し付けの申込みをするよう）勧告を行うこととなります。

この勧告が行われた農地は、固定資産税の課税が強化され、翌年度から約1.8倍になります。（勧告が行われた年の12月末日までに勧告が撤回された場合は課税の強化はされません）



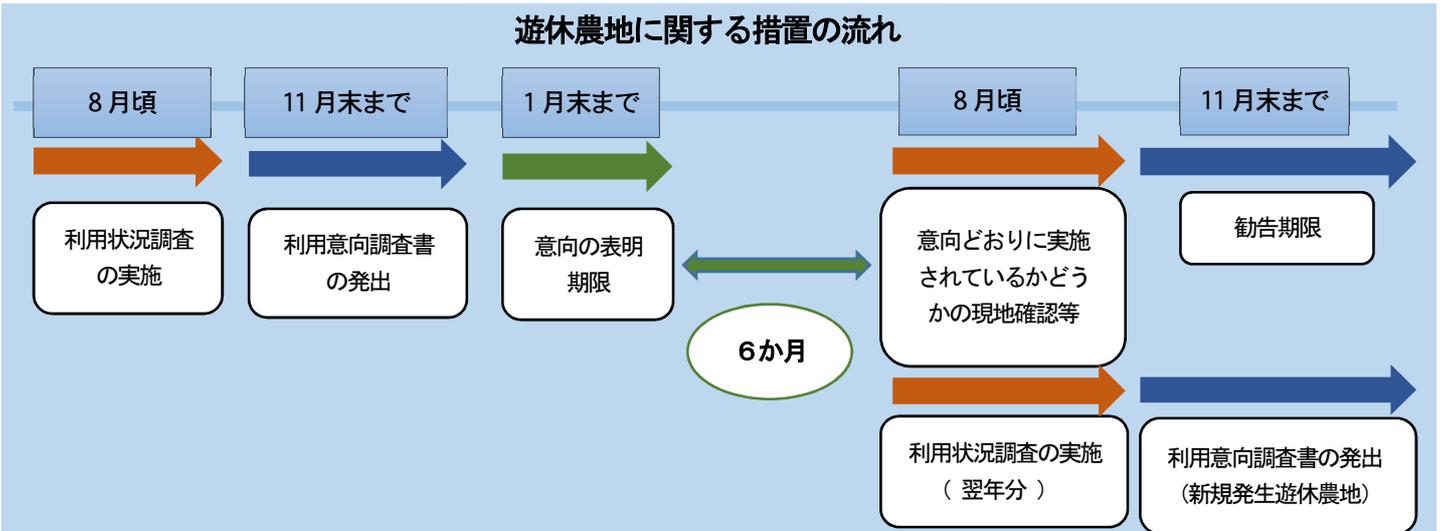
農業者年金

こんなメリットがあります

- ・支払った保険料は全額が社会保険料控除
- ・終身保険で80歳までの保証付き
- ・担い手には保険料の国庫補助制度あり
- ・保険料の額は自由に決められる
(月額2万から6万7千円)
- ・積立方式で少子高齢化でも安心、運用も手堅く農業に従事する方なら幅広く加入できる

お問い合わせは、農業委員会・JAまで

遊休農地に関する措置の流れ



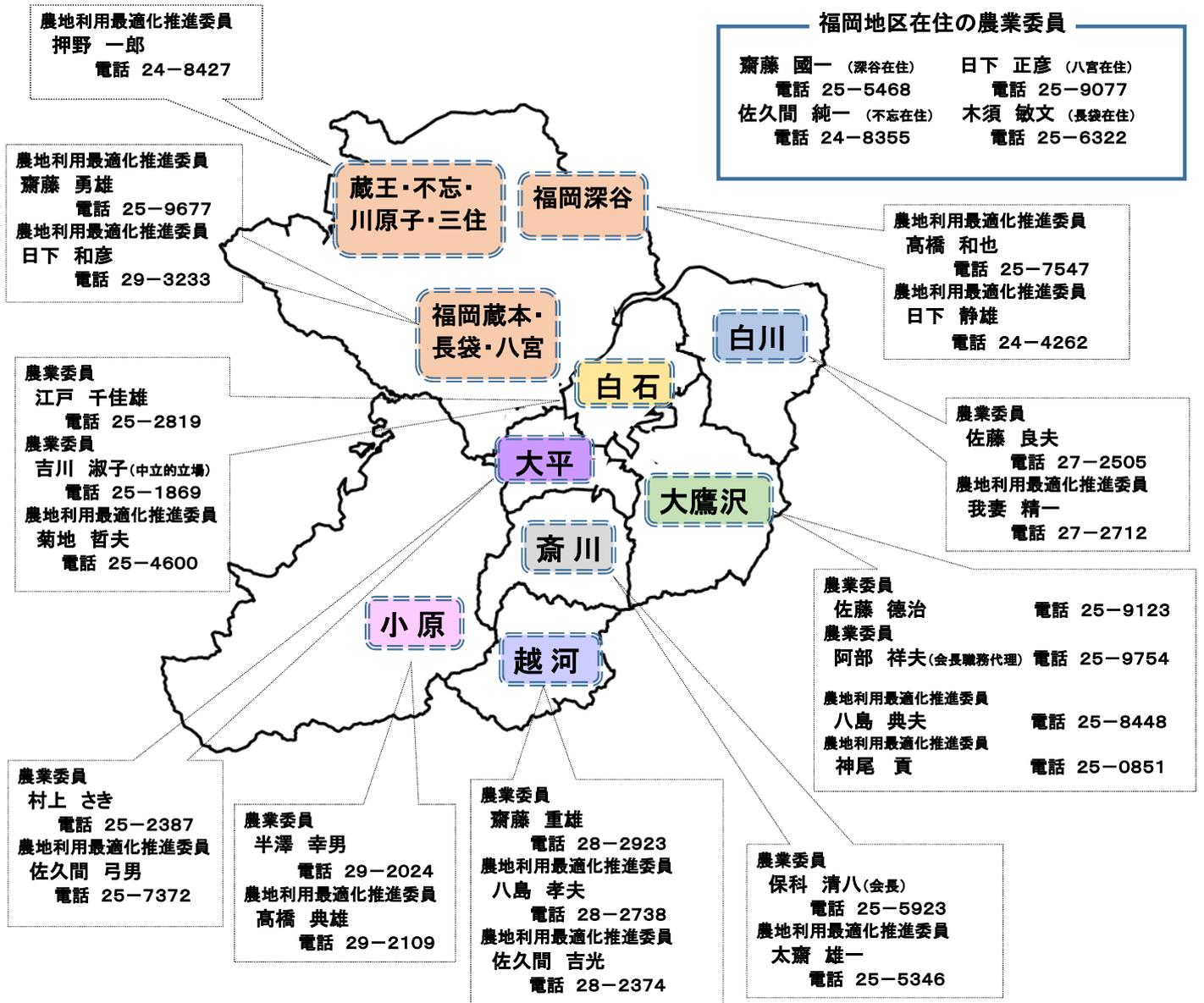
<< 農地の適正な管理をお願いします >>

所有する遊休農地が「農業振興地域」に指定されていない場合（旧白石町内など）は、利用意向調査は実施されません。（別の関連する通知が発せられます）また「農業振興地域」に指定されていて、利用意向調査で①または②を選んだ場合、選択した団体が農地を借り受けない場合でも固定資産税の課税強化は行われませんが、田畑等の荒廃は、結果として病害虫の発生や鳥獣等の被害、不法投棄等の環境問題、違反転用の誘発など、近隣農地へ大きな影響を与えます。1年に1度は刈り払い等を行う等、自己所有地としての最低限の管理をお願いします。

あなたの地区の農業委員・農地利用最適化推進委員です

農業委員13名、農地利用最適化推進委員14名

～ 農地に関するご相談をお受けします ～



今年7月から新しい農業委員会がスタートしました

● 農業委員

これまで農業委員は選挙制により選出されていましたが、農業委員会法の改正(平成28年4月)により、公募した上で選考し議会の同意を得て市長が任命する制度に変わりました。

今年2月13日から3月13日までの1か月間公募が行われ、3月の選考委員会を経て、6月の定例議会で議会の同意を得、7月20日に開催された第1回総会において市長から任命されました。任期は平成32年7月までの3年間。また、この総会において農業委員会会長が保科清八委員に、会長職務代理者が阿部祥夫委員に決まりました。

● 農地利用最適化推進委員

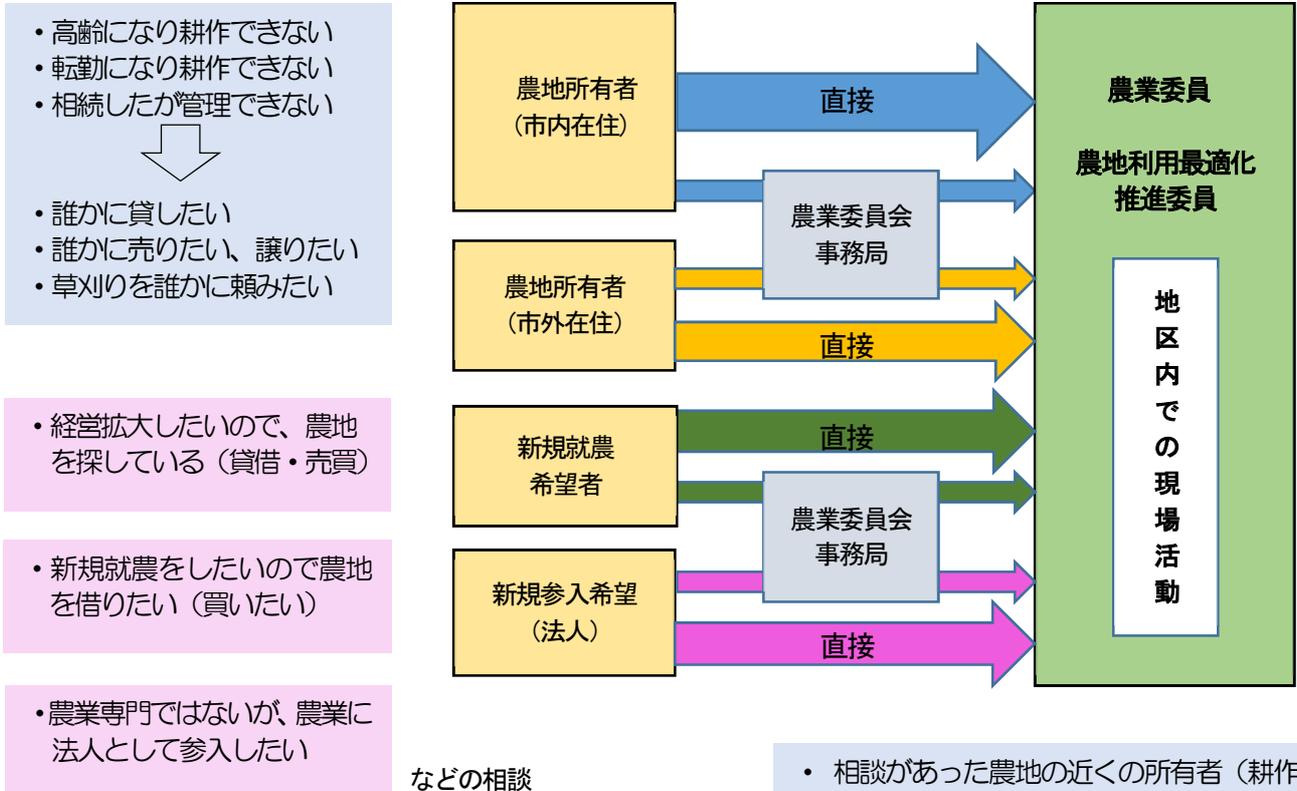
農業委員会法の改正により新たに「農地利用最適化推進委員」が設置されました。農業委員と同様に公募と選考会を経て、第2回農業委員会(7月25日開催)において農業委員会から委嘱されました。任期は農業委員と同じ3年間。

担当地区を持ち、農業委員と連携して農地利用の最適化の推進(担い手への集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進)の現場活動を行います。

● 農地等の利用の最適化について

農業委員会法の改正により（平成 28 年 4 月～）、「農地等の利用の最適化」が農業委員会の必須業務として位置づけられました。具体的には、①担い手への農地利用の集積・集約化 ②遊休農地の発生防止・解消 ③新規参入の促進、の3点を言います。

< 相談から解決まで（フローチャート） >



① 担い手への農地の集積・集約化
 ② 遊休農地の発生防止・解消
 ③ 新規参入の促進
 は別々の目標ではなく一連のサイクルです。
 マッチングさせて、農地の遊休化（荒廃化）
 を防ぎ、集積・集約化を進めて農地利用の
 最適化を図りましょう！

・ 相談があった農地の近くの所有者（耕作
 者）で、借りて（買って）くれる人はい
 ないか？
 ・ 新規就農希望者、新規参入法人に農地を
 貸してくれる（売ってくれる）所有者
 はいないか？
 等の地区内での利用の調整

農地を手放したい（売買、貸借）が、相手
 が見つからなかった場合、農地を買い
 たい（借りたい）が、農地が見つから
 なかった場合など
 ↓
 農業委員会事務局でリスト化
 ・ 借りたい・買いたい・手放したい等の
 申し出があった時に活用
 ・ ホームページで公開（個人情報除く）



調整が出来た場合
 ↓
 借り手（買い手）が見つかった場合
 借り入れ（購入）ができた場合
 など
 ↓
 所定の手続きへ
 ・ 農地法第3条（貸借・売買・贈与）
 ・ 利用集積計画の手続き（貸借）

編集・発行 平成 29 年 11 月 15 日
 白石市農業委員会事務局
 白石市福岡長袋字陣場が丘 12-13
 電話 22-1256 FAX 22-1258